

建築と住宅の性能評価に関するQ & A

Vol. 12

建築基準法と住宅品質確保法に関する

あなたの素朴な疑問にお答えします。

仲谷 一郎

建築基準法の大改正及び住宅品質確保法の制定を受け、建築物の質が重要視される時代に、一挙に突入することになりました。新しい法律の精神及び活用法についてのご質問に、できるだけわかりやすく、みなさまの視点にたってお答えしていきたいと思えます。普段抱いていらっしゃる疑問・質問を下記までお寄せください。

性能評価副本部長 仲谷一郎

TEL : 03-3664-9216 FAX : 03-5649-3730

e-mail nakaya@jtccm.or.jp

Q44 エレベータドアによる防火区画の取り扱い方針が決まったようですが、これまでとどこが変わるのでしょうか？

A44 建築基準法施行令（以下「令」という。）第112条第9項及び第14項の規定により、昇降機の昇降路とその他の部分は、遮煙性能を有する法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければなりません。よって、乗場戸の近傍で、遮炎・遮煙の両者の性能を有した防火設備で区画する必要があります。

旧建築基準法の下では、建築基準法第38条に基づいて、昭和56年に出された告示第1111号の規定により、告示で例示されている仕様に適合すれば、遮炎及び遮煙の性能を有する防火戸（新法でいう防火設備に含まれる）として、取り扱われてきました。この告示は、建築基準法の附則により、平成14年の5月末まで有効となっています。6月以降は、こ

の告示が廃止となるので、遮炎性及び遮煙性の両方について、大臣の指定する仕様もしくは認定する仕様に該当することが必須となります（表1）。

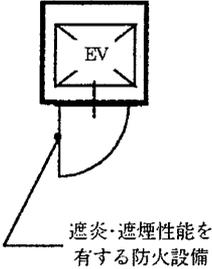
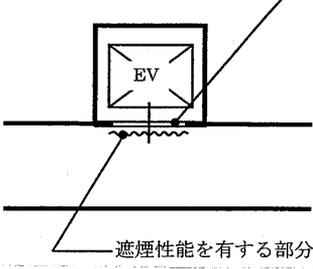
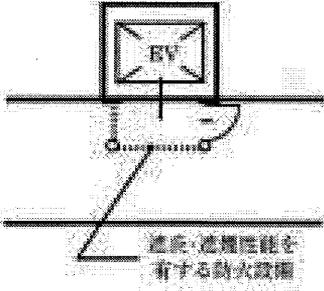
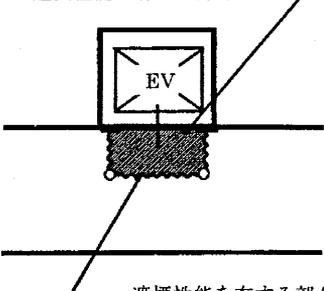
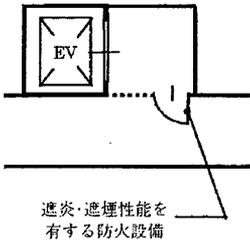
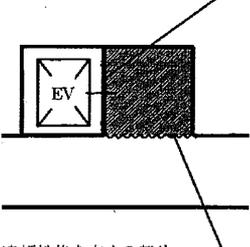
すでに、いくつかの雑誌並びにホームページで情報が公開されていますように、この取り扱いの方針が明らかにされたので、本誌でもご紹介いたします。

しかし、エレベータドア単体に、遮炎性と遮煙性の両方を兼ね備えさせることは、新設の場合には不可能ではないでしょうが、既存のエレベータドアを改修する場合には、困難であったり、非常に費用がかかることが考えられます。そこで、防火上支障のない対策の例として、以下の組み合わせが示されました（表2）。

表1 性能の検証方法

性能	大臣認定の場合	例示仕様の場合
遮炎性能	法第2条第九号の二口に基づく大臣認定 ・ 令第109条の2（防火設備） ・ 令第112条第1項（特定防火設備）	：平12建告第1360号 ：平12建告第1369号
遮煙性能	法第112条第14項第二号に基づく大臣認定	：昭48建告第2564号 （シャッターの場合は遮煙性能試験に合格したもの）

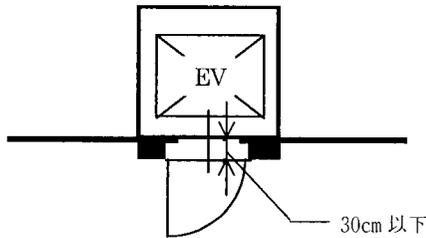
表2 防火上支障のない対策例

種類 設置場所	I 同一部材で遮炎・遮煙性能を有する防火設備	II 複合型の防火設備
<p>A 乗場戸に接して設置</p>	<p>(1)</p>  <p>遮炎・遮煙性能を有する防火設備</p> <p>防火設備の例： → 遮炎性能：例示仕様 ○防火戸 → 遮煙性能：例示仕様 ○防火防煙シャッター ○スライド式防火防煙扉</p>	<p>(2)</p>  <p>遮煙性能を有する部分</p> <p>遮炎性能を有する部分</p> <p>防火設備の例： → 大臣認定 ○遮炎性能を有する乗場戸 + 遮煙性能を有するスクリーン 遮炎性能：例示仕様 遮煙性能：性能評価</p>
<p>B 乗場戸前の空間を隔てて設置</p> <p><非常時に空間を形成する場合></p>	<p>(3)</p>  <p>遮炎・遮煙性能を有する防火設備</p> <p>防火設備の例： → 大臣認定 ○空間 + 防火防煙シャッター・防火戸 遮炎性能：例示仕様 遮煙性能：性能評価</p>	<p>(4)</p>  <p>遮煙性能を有する部分</p> <p>遮炎性能を有する部分</p> <p>防火設備の例： → 大臣認定 ○遮炎性能を有する乗場戸 + 空間 + 遮煙性能を有するスクリーン 遮炎性能：例示仕様 遮煙性能：性能評価</p>
<p><乗降ロビー設ける場合></p>	<p>(5)</p>  <p>遮炎・遮煙性能を有する防火設備</p> <p>防火設備の例： → 大臣認定 ○乗降ロビー + 防火防煙シャッター・防火戸 遮炎性能：例示仕様 遮煙性能：性能評価</p>	<p>(6)</p>  <p>遮煙性能を有する部分</p> <p>遮炎性能を有する部分</p> <p>防火設備の例： → 大臣認定 ○遮炎性能を有する乗場戸 + 乗降ロビー + 遮煙性能を有するスクリーン 遮炎性能：例示仕様 遮煙性能：性能評価</p>
<p>備考</p>	<p>①非常時の空間及び乗降ロビーは専用とし、必要以上の広さを有しないこと ②避難経路は、乗降ロビー等の部分を通過しないものであること。 ③乗降ロビーの開口部の部分以外は準耐火構造以上の壁とすること。</p> <p>①～③左記に同じ ④遮煙性能のみを期待する部分が直接火災室に面しないこと。 ⑤防火設備から一定の範囲内にある火災室との区画は、所要の耐火性能（準耐火構造以上の壁又は防火設備）を有すること。</p>	

但し、実際には、以下の点にも注意が必要です。

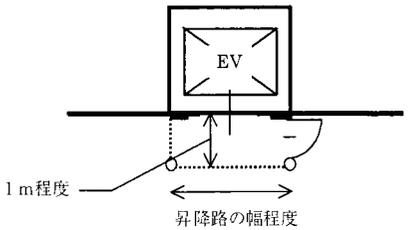
1) 防火設備と乗場戸との隙間

乗場戸に接して防火設備を設置する場合、隙間に人が挟まれることのないよう、30cmを上限とされています。

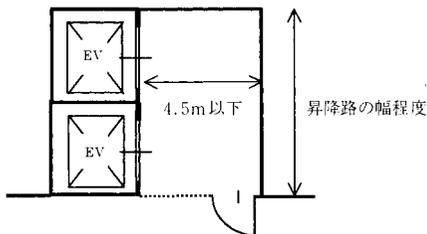


2) 乗場戸前の空間を含めた防火設備とする場合

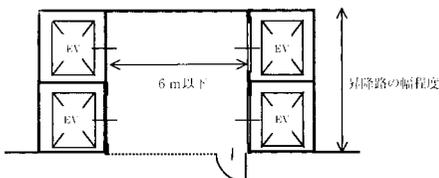
乗場戸前の空間を乗降の用途のみの利用に制限するため、計画に応じた必要最小限の大きさが必要です。



<非常時に乗降する空間を形成する場合>



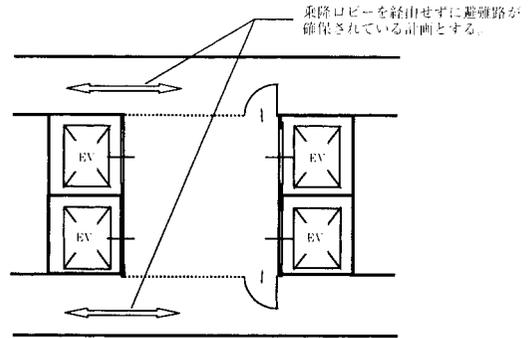
<乗降ロビーを同一方向に設ける場合>



<乗降ロビーを対面方向に設ける場合>

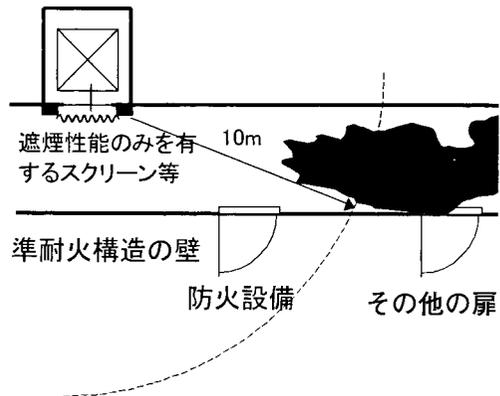
3) 乗降ロビーを経由しない避難路の確保

乗降ロビーを含めた防火設備とする場合、当該乗降ロビーを経由せずに、法令で定められた避難路を確保することが必要です。



4) 遮煙性能のみを有する部分を用いる場合

防火設備にスクリーン等の遮煙性能のみを有する部分を用いる場合は、火災時の遮煙性能を確保するため、当該部分から一定の範囲内にある火災室とは、準耐火構造以上の壁又は防火設備により区画することが必要です。



この方針を受けて、現在、性能評価の業務方法書を見直しており、今後は、空間等を含む構造全体を防火設備として、性能評価し、大臣認定を取得することができるようになります。取り扱いの詳細については、私に直接お問い合わせ下さい。